

富士市子ども・子育て支援事業計画



子どもが健やかに育ち

安心して子どもを産み育てることができるまち

ふ じ



平成 27 年 3 月
富 士 市

● 計画策定の趣旨 ●

子ども・子育て支援新制度が平成27年度から開始されることから、新しい制度を円滑に推進できるよう、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が、平成24年に制定されています。

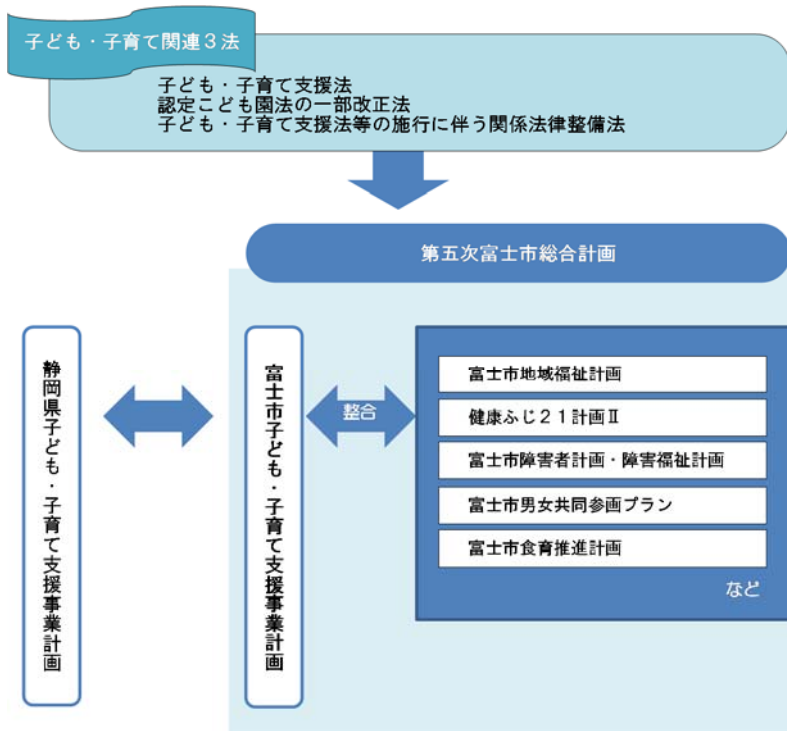
本市においては、平成17年3月に「富士市次世代育成支援計画／前期計画（平成17年度から21年度）」を、また、平成22年3月には前期計画を見直し、後期計画（平成22年度から26年度）を策定し、生まれ育つすべての子どもが、明るくいきいきと生活できる環境を創造できるよう、『いつの時代でも「子どもの笑顔はみんなの希望」であり、「富士市の未来をつくる大きな力」である』という基本理念のもと、子育て支援について総合的かつ計画的に取り組んできました。

今後は、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生み育てることをめぐる諸課題を解決するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「教育・保育の量的確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」などに向けた取組を推進することが必要です。

このため、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度のもとで、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、5年間を1期とする「富士市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、計画的に施策を推進していきます。

● 計画の性格と位置づけ ●

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）及び第60条（基本指針）を踏まえ、第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定するものです。また、第五次富士市総合計画（以下「五次総」という。）をはじめとする、本市の関連計画との整合を図りながら策定しています。



【子ども・子育て支援法から抜粋】
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

● 計画の期間 ●

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間で第1期として策定します。

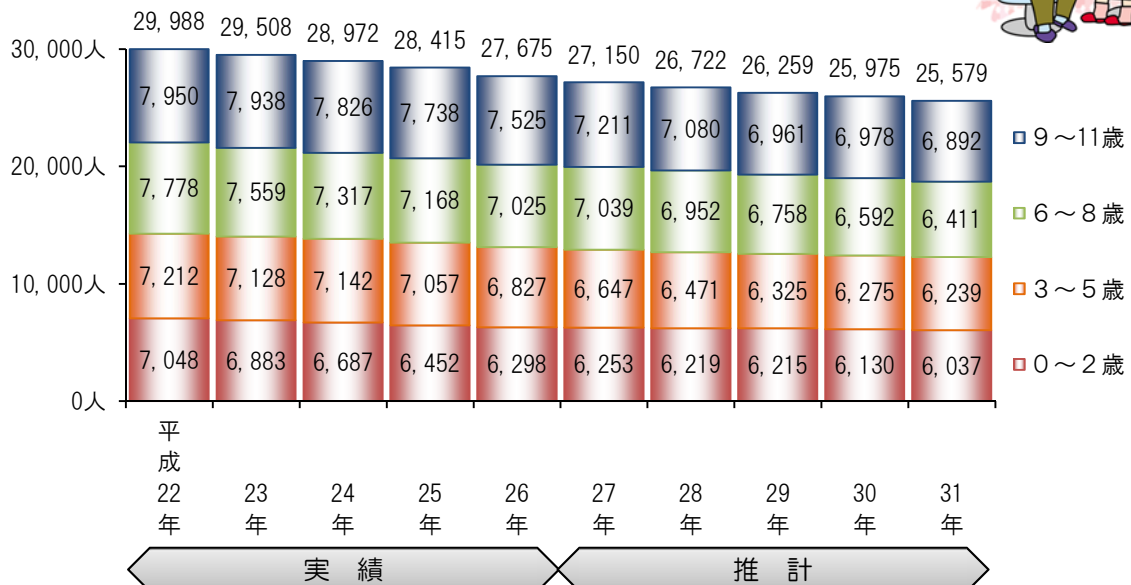
その後、平成31年度中に第1期計画の検証等を行い、平成32年度を始期とする第2期計画を策定します。

また、本計画における施策を社会情勢の変化の中で効果的に実現するため、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	
子ども・子育て支援事業計画 第1期計画推進期間					子ども・子育て支援事業計画 第2期計画推進期間					
					見直し 年度					
					第5次富士市総合計画 後期実施計画					
					目標 年度					

● 子どもの人数 ●

本市の児童人口の実績は年々減少傾向にあり、平成27年以降も減少傾向が続き、平成31年には25,579人になると推計されます。





● 基本理念 ●

子どもは本市にとって未来を築く“宝”であり、安心して子どもを生み、子どもが笑顔いっぱい
で健やかに育つためには、

第一に、すべての子どものいのちと権利が尊重されることが大切です。

第二に、「父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有する」ことが基本であり、
子どもの基本的な生活習慣や能力を育てる重要な役割を保護者が担うことが大切です。

第三に、親子がともに成長し合えるよう、地域や企業、行政など、社会全体で子育て家庭をやさ
しく見守り応援していくことが大切です。

そこで、今後も子育て家庭における、多様化する課題に対応すべく、「子どもの最善の利益」の実
現を第一に考え、「子どもが健やかに育ち 安心して子どもを生み育てることができるまち ふじ」
を基本理念とします。

子どもが健やかに育ち 安心して 子どもを生み育てることができるまち ふじ

● 基本方針 ●

本計画では、基本理念を受けて3つの大きな基本方針を掲げ、この方針に基づき各種施策を展開
します。

方針1 “子どもの健やかな成長を支えます！”

～子どものいのちと権利を尊重し、自立を支える環境づくり～

方針2 “家庭での子育てを支えます！”

～すべての子育て家庭を支える環境づくり～

方針3 “支えます！地域でも！”

～子育てを地域全体で支える環境づくり～

● 施策の方向性 ●

基本方針の実現に向けた施策の方向性は次のとおりです。

- 1 豊かな乳幼児期・学童期の実現に向けた教育・保育の質の向上
- 2 子育て支援と育児環境の整備
- 3 多様な生き方・働き方の支援のための環境整備
- 4 幼稚園・保育園・認定こども園などの効果的・効率的な運営

● 教育・保育提供区域 ●



教育・保育提供区域（圏域）について

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、子ども・子育て支援サービスの提供区域（以下「圏域」という。）を設定します。

教育・保育施設の圏域設定

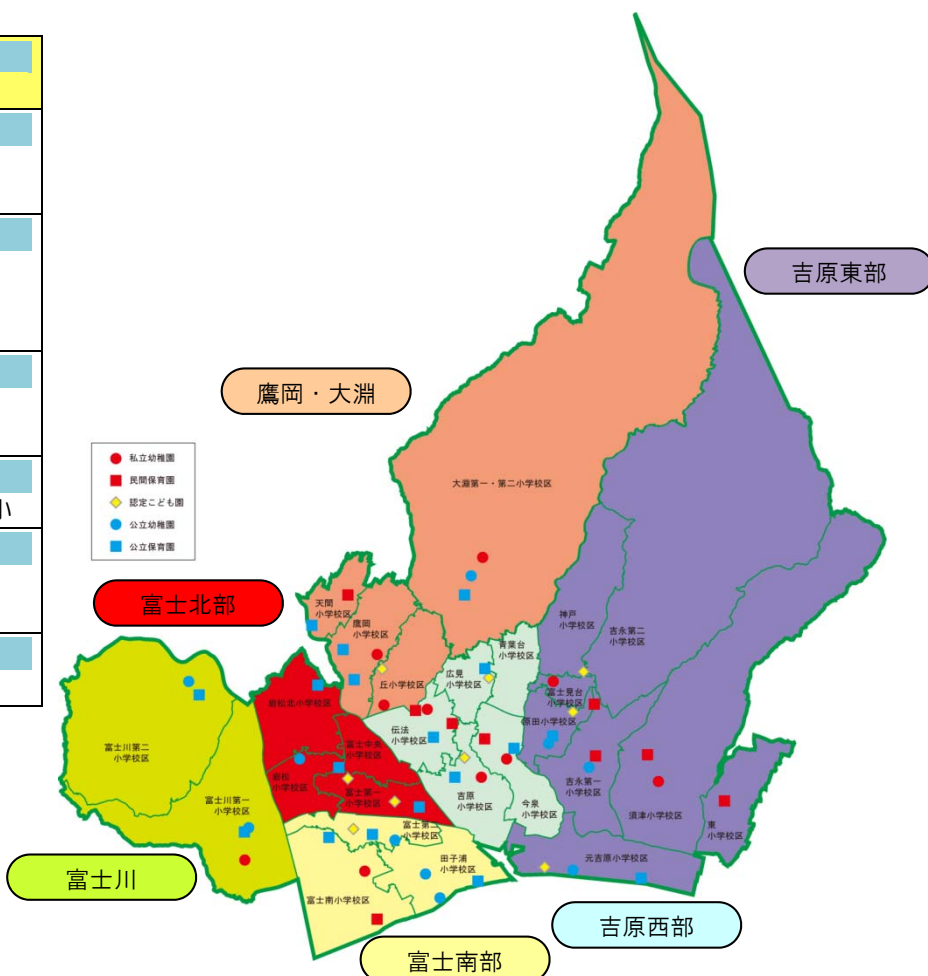
幼稚園・保育園・認定こども園等の教育・保育施設の圏域設定に当たっては、定員及び利用率、通園にかかる負担感、子どもの数等のバランスなどを考慮しました。また、小学校区を基本単位として、隣接する複数の小学校区を組み合わせました。

この考え方を踏まえ、本市では教育・保育施設の圏域を、「吉原西部」、「吉原東部」、「富士北部」、「富士南部」、「鷹岡・大淵」、「富士川」の6圏域に設定します。

地域子ども・子育て支援事業の圏域

地域子ども・子育て支援事業は、実施する事業が多岐にわたり、定員や利用率といった考え方がなじまない事業があるほか、教育・保育施設のような地域性を考慮する必要性も低いことから、本市で実施している事業の状況を踏まえて、市内全域を一つの圏域として設定します。

【圏域】
小 学 校 区
【吉原西部】 吉原小、伝法小、今泉小、 青葉台小、広見小
【吉原東部】 吉永第一小、吉永第二小、 原田小、神戸小、富士見台小、 須津小、東小、元吉原小
【富士北部】 富士第一小、富士中央小、 岩松小、岩松北小
【富士南部】 富士第二小、富士南小、田子浦小
【鷹岡・大淵】 鷹岡小、大淵第一小、 大淵第二小、丘小、天間小
【富士川】 富士川第一小、富士川第二小



● 基本施策1 子ども・子育て支援サービスの充実 ●

1. 教育・保育・地域型保育の充実

認定区分	利用区分	利用できる主な施設・事業
1号認定 満3歳以上で、幼稚園等の利用を希望する子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（幼稚園部）
2号認定 満3歳以上で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とする子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園（保育園部）
3号認定 満3歳未満で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とする子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園（保育園部） 家庭的保育・小規模保育 など

認定区分ごとに利用できる施設や事業が異なります。

2. 地域子ども・子育て支援事業の充実

- ① 時間外保育事業（延長保育事業）
- ② 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ③ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ④ 一時預かり事業（在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））
- ⑤ 一時預かり事業（在園児以外の一時的預かり）
- ⑥ 病児・病後児保育事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）
- ⑧ 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）
- ⑨ 妊婦健康診査
- ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑪ 養育支援訪問事業
- ⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が参画することを促進するための事業



3. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び施策の方向性

平成27年度には、新たに幼保連携型認定こども園が2園、幼稚園型認定こども園が2園、保育所型認定こども園が1園、開園する予定です。

今後も事業者の意向を踏まえつつ、認定こども園制度の普及に努め、幼保・公私間のバランスのとれた計画を推進していきます。

【認定こども園開園年度（移行予定含む）】

平成24年度	すみれ認定こども園	（保育所型）
	認定こども園わかば	（幼保連携型）
平成25年度	みのる認定こども園	（幼保連携型）
平成26年度	たかおかこども園	（幼保連携型）
平成27年度	認定こども園曙幼稚園	（幼保連携型）
（予定）	認定こども園富士たば幼稚園	（幼保連携型）
	認定こども園富士中央幼稚園	（幼稚園型）
	認定こども園鈴川幼稚園	（幼稚園型）
	認定こども園富士見台リズム	（保育所型）

4. 放課後児童対策の充実

- ① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ② 放課後子ども教室

5. その他の事業の推進

- ① 子育て応援隊の普及
- ② 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ③ 食育の推進
- ④ 潜在保育士・幼稚園教諭就職支援研修事業の実施
- ⑤ 保護者の一日保育者体験事業の実施

● 基本施策2 子育てを地域全体で支える環境づくり ●

1. 地域子育て支援体制の充実

- ① 子育て支援センター等による支援事業の推進
- ② 地域における子育て支援体制の充実
- ③ 情報提供・相談事業の充実



2. 地域のなかで子どもが育つ環境の整備

- ① 体験活動等への参加促進
- ② 学校施設等の活用の促進
- ③ 放課後健全育成事業の充実

3. 情報提供・相談体制の充実

- ① 子育て支援の啓発
- ② 子どもの人権の尊重
- ③ 情報提供体制の充実

● 基本施策3 配慮が必要な子どもや家庭への支援 ●

1. ひとり親家庭の自立支援

- ① 子育て費用に対する社会的支援の促進
- ② 相談・援助活動の充実

2. 障害児施策の充実

- ① 障害児教育・保育の充実
- ② 障害児のいる家庭への支援



3. 児童虐待防止対策の充実

- ① 子どもの権利擁護の強化
- ② 児童虐待防止対策の充実
- ③ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

● 基本施策4 働きながら子どもを育てる家庭を応援 ●

1. 仕事と子育ての両立の推進

- ① 様々な媒体を活用した広報活動、啓発活動の実施
- ② 育児休業制度等の利用促進

2. 子育てしやすい環境の整備

- ① 多様な保育サービスの充実

● 子ども・子育て支援事業の数値計画 ●

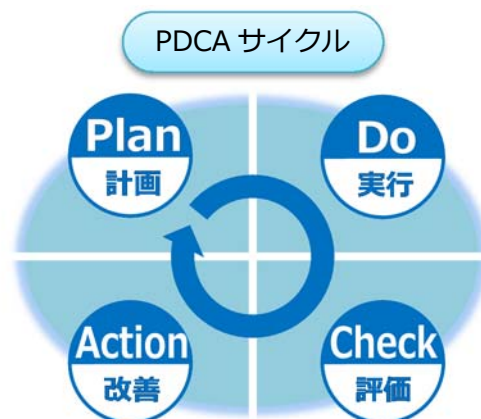
子ども子育て支援の充実に向け、本市全体では下表のとおり数値計画を設定しています。

	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
教育ニーズ	人	見込値	4,714	4,609	4,609	4,609	4,609
保育ニーズ	人	見込値	4,305	4,420	4,420	4,420	4,420
2号認定	人	確保値	2,811	2,903	2,903	2,903	2,903
3号認定<0歳>	人	確保値	296	296	296	296	296
3号認定<1・2歳>	人	確保値	1,198	1,221	1,221	1,221	1,221
(1)時間外保育事業(延長保育事業)	人	確保値	849	835	826	818	811
(2)子育て短期支援事業(ショートステイ)	人日	確保値	913	896	895	884	880
(3)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	人回	確保値	46,464	50,256	54,048	57,840	61,632
(4)一時預かり事業(幼稚園在園児を対象とした一時預かり)	人日	確保値	64,188	62,470	62,274	61,958	62,021
不定期利用による一時預かり(1号認定)	人日	確保値	4,144	4,009	4,014	4,021	4,042
定期的利用による一時預かり(2号認定)	人日	確保値	60,044	58,461	58,260	57,937	57,979
(5)一時預かり事業(在園児以外)	人日	確保値	7,438	7,551	7,663	7,780	7,895
(6)病児・病後児保育事業	人日	確保値	943	1,005	1,016	1,029	1,041
(7)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)(就学児)	人日	確保値	5,580	6,480	6,864	6,812	6,708
(8)利用者支援事業(子育てコンシェルジュ)	か所	確保値	1	2	2	3	3
(9)妊婦健診診査	回	確保値	37,296	36,810	36,414	35,802	35,172
(10)乳児家庭全戸訪問事業	人	確保値	1,968	1,943	1,922	1,890	1,856
(11)養育支援訪問事業	人	確保値	600	592	586	577	567
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	人	確保値	2,074	2,156	2,202	2,270	2,321
低学年(1～3年生)	人	確保値	1,596	1,580	1,528	1,498	1,451
高学年(4～6年生)	人	確保値	478	576	674	772	870

● 計画推進及び進捗状況の把握 ●

計画の推進に当たっては、毎年度、関係団体・機関と連携を図りながら、計画の基本方針の達成に向けて進行状況の把握、点検等を行い、富士市子ども・子育て会議等において評価を実施し、毎年度、公表をしていきます。

また、数値計画等の達成度把握を行うなど、富士市子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、必要に応じ施策の見直し・改善を図ります。



富士市子ども・子育て支援事業計画(発行日 平成27年3月)

発行 富士市役所
 編集 福祉部 こども保育課・子育て支援課
 住所 富士市永田町1丁目100番地 TEL0545-55-2762(代表) FAX0545-55-2956